

鈴鹿市新型コロナウイルス感染症経済対策住宅リフォーム促進事業に

関する市内施工業者 向け Q & A

Q 1 市内施工業者として市の認定を受けたり、登録をしなければ補助金交付対象になる工事の施工業者にはなれないのでしょうか。

A 1 市が特別な認定や登録制度を行うことはありません。市内に居住する個人事業主又は市内に本店、支店を有する法人で、見積書や契約書、請求書、領収証に市内の住所や電話番号を記載して、押印・発行できる事業者であり、補助金の交付要領に定めた内容を理解し、市民（施主）に対して親切丁寧に対応いただける施工業者であれば、市内施工業者として取り組んでいただけます。

Q 2 本社は市内にある会社ですが、実際には市外にある営業所の人員が対応しています。この場合市内施工業者になりますか。

A 2 市内施工業者にはなりません。市内に存在する本店、支店又は本拠において、実際に人員を配置して営業しており、自社の責任で施工・管理に取り組むこと、及び見積書や契約書、請求書、領収証を発行できる事業者であることが必要です。

Q 3 元請けは市内施工業者ですが、関連工事を依頼する施工業者には市外の者もいます。この場合の取扱いはどうなりますか。

A 3 関連工事において、市外の施工業者を全面的に排除するものではありませんが、事業の目的から判断すると、無条件で承認できるものではありません。特別な技術力が求められる工事で、市内の施工業者では対応ができないものを除いては、関連工事でも市内施工業者で対応することが望まれます。

Q 4 工事の原材料や機器機材の調達については、主に市外の業者から仕入れています。この場合、補助金の交付対象として何か制限を受けることはありますか。

A 4 商取引上の事項につき、市として制限を設けることはありませんが、経済活性化や原材料の運輸にかかる環境負荷の軽減など、市内調達の利点も考慮いただきたいと思います。

Q 5 見積書はどのようなことに注意して作成すればよろしいでしょうか。

A 5 工種や工事内容に関わらず、できるだけ詳細に作成してください。

特に建材や機器・器具の数量や価格、施工面積や数量、手間代、経費など費目毎に明記することで、施主への細部の説明が容易になることや、補助対象としての可否判断がつきやすくなること、追加工事の発生や過大見積防止の効果が期待できます。特に工事金額の変更が発生すると、補助金交付決定額の変更につながる可能性が大きいことから、事業の安定した遂行には詳細な見積書の作成と、丁寧な工事内容の説明及び相談が欠かせないものになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、契約書・請求書・領収証と同一の印鑑の押印をいただく必要がありますので、その点についてもご留意をお願いいたします。

Q 6 住宅リフォーム工事を行うにあたり、ほかの補助金や給付金等を受ける工事と同時施工の予定ですが、併用は可能ですか。

A 6 国、県、市によるほかの補助金や、介護保険制度による給付金などを受ける場合は、その補助対象工事以外の工事部分のみ、この補助金の対象となります。

○鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金（耐震補強工事及びリフォーム工事）【防災危機管理課】

○介護保険制度による住宅改修費の支給【鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課】

○鈴鹿市移住促進のための空き家リノベーション等補助金【住宅政策課】

などがあります。

それぞれ事業の対象者や事業実施の目的など、細部の違いはありますが、施主が「鈴鹿市新型コロナウイルス感染症経済対策住宅リフォーム等促進補助金」と併用をお考えの場合には、本補助金と他の補助金の補助対象工事の部分について、見積書の明確な分割などを行っていただく必要がありますので、市の各補助金担当まで事前にご相談いただきますようお願いいたします。

Q 7 リフォーム工事を見積る中で、交付対象外となる工事を含まなければ、最低工事費の10万円を超えないのですがこの場合の取扱いはどうなりますか。

A 7 交付対象となる工事に係る費用が10万円を超える場合のみ補助金の交付要件を満たしますので、この場合は補助金の交付が受けられません。

Q 8 補助金を申請するにはどうすればいいのですか？

A 8 リフォーム補助金の交付を希望する市民は、まず、応募期間内（10/5～11/30）にはがきまたはメールによる申込みを行うことにより「補助候補者」になっていた

く必要があります。市は、この「補助候補者」に対してのみ、補助金交付申請書一式を郵送しますので、補助候補者になった方は、各自で補助金交付申請書を作成し、署名捺印のうえ添付書類（見積書の写し・世帯全員の住民票・リフォームを行う住宅の当該年度分の固定資産税納税通知書及び課税証明書の写しその他の所有者が分かる書類、誓約書、同意書）とともに提出してください。

Q 9 施主の利便性を図るため、補助金に関係する手続きを代行したいと考えていますが可能ですか。

A 9 法律で定めのある場合を除き、行政書士でない方が書類の作成を業務として行うことはできないことから、手続きの代行はできません。見積書作成の際に「補助候補者」である施主と相談しながら、書類記入のアドバイスや、写真等の提供を実施することは可能です。

Q 10 実績報告書の添付資料に契約書又は請書の写しが必要とありますが、見積書があれば省略することはできませんか。

A 10 補助金の交付事務は「鈴鹿市新型コロナウイルス感染症経済対策住宅リフォーム等促進補助金交付要領」の規定に基づき執行します。契約書又は請書の写しは、その第11条で実績報告書への添付書類に規定されていますので省略することはできません。印紙税法に基づく規定額の収入印紙を貼付し、印鑑が押印してある契約書又は請書を、施主と取り交わしてください。補助金交付事務においてリフォームの実施を担保する重要な書類であると認識していますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

また、契約書や請書は、契約履行上にトラブルが発生した際に施工業者・施主双方の立場を守るための重要な書類となります。事業主保護・消費者保護の観点からも、契約書作成の重要性を御理解ください。

Q 11 市内業者ですが、自分で自宅をリフォームする場合に、自分の発行した見積書により補助金交付申請を行うことは可能ですか。なお一部外注する工事もあります。

A 11 今回の事業は、市民の住環境向上に加えて建設業界の雇用確保も目的としていますので、自家消費的なリフォームは対象外としています。

なお、外注する工事については、補助要件に適合するものであれば、対象になりますので申し込みをしていただくことができます。

【問い合わせおよび申請窓口】

鈴鹿市 都市整備部 住宅政策課 管理グループ
(市本庁10階 106番窓口)

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-7616

ファックス 059-382-8188

メールアドレス jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp